

令和5年度行政評価 施策評価票

主管部局・課 健康福祉部・こども保育課

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策1 次代を創る子どもたちの育成

政策分野1 子ども・子育て

目指す姿	
みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち	
施策	
施策番号	名称 施策の内容
関連するSDGs17のゴール	
施策1	<p>子どもの育ちを支える取組の推進</p>  <p>すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。</p>
施策2	<p>安心な妊娠・出産、育児等の支援</p>  <p>安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。</p>
施策3	<p>未就学期から学齢期の成育環境の充実</p>  <p>多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとしします。</p>
施策4	<p>子どもが安心して生活できる環境づくり</p>  <p>ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層進め、子どもや子育てに課題を抱える家庭への対応体制を強化します。</p>
施策5	<p>障がいのある子どもたちの療育体制の充実</p>  <p>障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。</p>

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名				単位	説明又は計算式	
1	出生数				人	本市における出生数（年次）
	年度	令和4年	令和5年	令和6年	最終目標	検証
	目標	969	961	954	946	目標値を下回っているため、引き続き、安心して産み・育てられる環境整備に取り組んでいく。
	実績	666	-	-		
2	待機児童数（教育・保育施設）				人	4月1日現在の待機児童数（国基準）
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	0	0	0	0	目標を達成出来ており、引き続き、受入体制の整備を進める。
	実績	0	-	-		

## 2 施策の評価

施策1	子どもの育ちを支える取組の推進
今年度の重点方針(方向性)	<p>すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。</p>
取組状況	<p>【1】子ども・子育て支援事業計画の推進          ・平成30年度に計画策定のために子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施し、令和元年度に「第2期市子ども・子育て支援事業計画（期間：令和2年度から令和6年度）」を策定した。令和5年度においては、第3期計画策定に係るニーズ調査の実施を予定している。          ・妊娠から出産、子育て期にわたる子育て支援事業や各相談窓口等の情報を取りまとめたガイドブックを作成し、子育て家庭等が必要とする情報の一元的な発信に取り組んだ。</p> <p>【2】教育・保育施設の利用者負担額の軽減          ・児童が法定感染性伝染病に罹患して、施設の開所日数のうち6日以上登園できない場合、当該日数分を利用者負担から減額する「感染症減免」を実施している。          ・平成27年度からは、幼稚園等（教育認定）では小学校3年生から、保育所等（保育認定）では小学校就学前の児童からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とする「多子軽減」の国の基準を、本市独自の支援として保育認定についても小学校3年生からを対象を拡大してきた。令和5年9月からは多子軽減の対象を18歳まで拡大した。</p> <p>【3】子ども医療費の助成          ・子ども医療費の助成対象年齢を平成24年度に18歳まで拡大し、子どもの健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減した。</p> <p>【4】子育て世帯への経済的支援          ・令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響に対して、子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金等を支給してきた。</p> <p>【5】結婚支援          ・結婚支援のための人材育成：現代版仲人（ハートフルサポーター）の養成等          ・イベント・セミナーの開催：結婚希望者の自己研鑽のためのセミナーの開催等          ・「結婚応援地域連携会議」の開催</p> <p>○令和5年度からの新規事業          ・婚活支援事業補助金：県が運営する結婚マッチングシステムへの登録料の半額を補助          ・結婚新生活支援事業補助金：結婚に伴う新生活にかかる費用（住居費・引越費用）を補助          ・結婚支援員：結婚支援にあたる専門職として会計年度任用職員を配置</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】子ども・子育て支援事業計画の推進          ・庁内検討組織や子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、「第2期市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた各施策・事業を計画的に推進することが必要である。          ・令和5年度に実施を予定しているニーズ調査の結果を十分に精査し、その結果を反映した第3期計画とすべく策定に取り組んでいく。          ・子育て支援等の情報を子育て家庭に確実に伝えることが必要であるため、子育てに関する様々な情報を集約したガイドブックやホームページ等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を分かりやすく発信していく。</p> <p>【2】教育・保育施設の利用者負担額の軽減          ・保育所等の利用者負担の軽減は、「子ども・子育て支援事業計画」に掲げる「子育て家庭への経済的支援」として実施しており、子育て世帯の家計に及ぼす効果は大きく、子どもを産み・育てやすい環境の形成に貢献している。          ・令和5年9月からの多子軽減の対象範囲拡大を継続し、利用者負担の軽減に取り組んでいく。</p> <p>【3】子ども医療費の助成          ・少子化等の影響により対象となる子どもの数は減少し、それに伴って事業費は減少傾向にあるものの、市民が安心して子育てするための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、財源の確保と利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う医療費の増加に対応していく。          ・適正かつ必要な受診につながるような広報活動を行い、事業の継続実施を図る。          ・県補助対象外である小学校1年生から小学校3年生までを補助対象にすること、所得制限及び1レセプト1,000円の自己負担の撤廃を要望していくとともに補助事業の継続を求めている。</p> <p>【4】子育て世帯への経済的支援          ・子育て世帯への臨時特別給付金：令和2年度事業終了          ・子育て世帯臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金：令和3年度事業終了          ・子育て世帯等臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金：令和4年度事業終了          ・子育て世帯物価高騰緊急支援給付金：令和5年度事業終了          ・子育て世帯生活支援特別給付金：令和5年度事業実施中</p> <p>【5】結婚支援          ・結婚に伴う新生活費用（住居費・引越費用）の補助については、市政日よりや新聞等周知から問合せが増加している。          ・出会いや婚活支援の直接の成果となるカップル成立数や結婚成立数を把握することは難しく、成果指標が見えにくい。          ・結婚に関して、理想の実現に向けた取組を進めることは、長期的な人口減少の抑制に向けて重要であることから今後も結婚希望者が自信をもって婚活に取り組めるよう支援や相談できる環境を整備していく。          ・結婚支援を担う人材のフォローアップや交流の機会など地域で結婚を支援する人の輪を広げていく。</p>

施策2	安心な妊娠・出産、育児等の支援
今年度の重点方針(方向性)	<p>安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。</p>
取組状況	<p>【1】妊娠・出産・育児への切れ目のない支援      ・母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供し、包括的な支援を行う子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターとして助産師を配置し、妊娠期から出産期の支援体制の強化及びニーズに合わせたきめ細やかな支援の提供に取り組んでいる。      また、出産・子育て応援事業により、経済的支援と相談支援を一体的に実施し、妊娠後期の支援を拡充した。</p> <p>【2】安心・安全な妊娠出産への支援      ・妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充、さらに多胎妊婦への健診費用の追加助成、低所得妊婦への初回産科受診費用の助成、産後ケアの利用者負担の減免等により経済的負担の軽減を図るとともに産科医療機関と連携し支援が必要な方へ家庭訪問や電話による支援を行っている。</p> <p>【3】乳幼児期の育児支援      ・乳児家庭全戸訪問事業等により母子の状況把握に努め、子育て支援に関する情報を提供し支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供や保健師の訪問等に繋いでいる。      ・専門職による健診事後相談や5歳児発達相談事業の実施により、適切な対応や支援へ繋ぐよう努め、保育部門や教育部門との連携も図っている。</p> <p>【4】乳幼児健康診査      ・乳幼児期からの生活習慣病予防を見据えた保健指導を実施するとともに、健診票の改正等により発達障がい等の早期発見、また3歳6か月児健康診査に眼科屈折検査(SVS)検査を導入し弱視等の早期発見にも取り組んでいる。      ・令和3年度より連絡票を活用し保育施設と連携した未受診児の状況把握等の対応を強化した。</p> <p>【5】乳幼児のいる家庭への支援      ・子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦及び乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する正しい情報を提供することにより、子育て等に関する不安の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を促すための支援を行ってきた。</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】妊娠・出産・育児への切れ目のない支援      ・妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応するため、子育て世代包括支援センターにおける情報の共有や関係機関との連携や強化に継続して取り組むとともに、ICTの活用等相談しやすい環境の整備、市民への周知などセンターの活用推進を図る。</p> <p>【2】安心・安全な妊娠出産への支援      ・母子健康手帳交付時における対面での実情把握や相談・情報提供、妊娠後期のアンケート及び相談の実施、産後の心身の回復状態に合わせて支援を行う産後ケアの実施等、妊娠の経過やニーズに合わせた支援を行う。妊産婦の不安解消や孤立防止を図るために、引き続き関係機関と連携した支援に努める。</p> <p>【3】乳幼児の育児支援事業      ・保護者が安心して子育てをすることができ、子どもが望ましい生活習慣を身につけるために、発育・発達についての正しい情報の提供や専門的な支援も必要なことから、家庭訪問や相談事業、教室の実施による支援を継続する。</p> <p>【4】乳幼児健康診査      ・子どもが健やかに成長するためには、基本的な生活習慣を身につけ丈夫なからだをつくることや、疾病や発達障がい等の早期発見も重要であることから、引き続き健診内容の充実に取り組む。また、未受診児への対応も含め関係機関との連携に引き続き取り組む。</p> <p>【5】乳幼児のいる家庭への支援      ・地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を早期に発見し、支援につなげていく必要性は高い。      ・子育て家庭への支援について、訪問件数は年々増加していく傾向にあるため、支援者である市民ボランティアの育成に努める。      ・ホームスタート事業などを展開しながら、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行い、子育てに不安を抱える家庭への支援の充実に取り組む。</p>

<p>施策3</p>	<p>未就学期から学齢期の成育環境の充実</p>
<p>今年度の重点方針(方向性)</p>	<p>多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。</p>
<p>取組状況</p>	<p>【1】保育サービスの充実          ・共働き家庭の増加等による保育需要の高まりに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業所の新設、さらには既存施設の定員変更等により保育枠の拡大に努めてきた。          ・病児保育については、令和5年度より新たな施設を開所した医療法人へ事業を委託した。          ・令和4年度には、広田保育所と河東第三幼稚園を統合した幼保連携型認定こども園の整備・運営方針について決定した。</p> <p>【2】児童健全育成事業          ・平成27年4月からこどもクラブの対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、利用時間の延長を行った。          ・平成27年度に西七日町児童館、平成30年度に材木町児童館、令和3年度に行仁児童センター、令和4年度に城前児童センターで実施の直営こどもクラブを学校内へ移設し、運営を民間に委託した。令和4年度からは、23箇所(51クラス)全てを民間に委託している。          ・待機児童の解消に向け、こどもクラブのクラス増設や小学校付近民間施設の賃借、学区外のこどもクラブへのタクシー移送に取り組んでいる。</p> <p>【3】児童館運営事業          ・児童館事業では、18歳未満のすべての児童に健全な遊びと生活の場を与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的に、様々な行事等を実施した。また、幼児クラブ事業では、幼稚園、保育所等に通っていない1歳以上の幼児と保護者を対象に、集団での遊びの指導、母親同士の交流及び育児相談の場を提供した。          ・児童館で実施しているこどもクラブを学校内に移設し民間委託により実施することに伴い、平成29年度をもって材木町児童館を、令和2年度をもって行仁児童センターを、令和3年度をもって城前児童センターを廃止し、機能を西七日町児童館1館に集約した。</p> <p>【4】子どもの居場所づくり          デジタル未来アート事業により、屋外での遊びが困難となる冬期間において、スマートシティとしての子どもの遊び場の提供やデジタル技術への興味・関心の醸成等を目的に平成27年度より「デジタルアート展」を開催してきたところであり、また、小学生などを対象に学校でのプログラミング講座の実施やプログラミングコンテストの開催など、デジタル技術に関する学びの機会を創出してきた。          さらに、平成30年度以降の「デジタル未来アート展」の主要なコンテンツは、地元の企業や会津大学等により開発されており、首都圏をはじめとしたイベントで活用されるなど、地元企業などの技術力向上及びしごとづくりにもつながっている。          加えて、既存の公共施設について、遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図った。</p>
<p>課題認識と今後の方針・改善点</p>	<p>【1】保育サービスの充実          ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給し、教育・保育の質の向上を図っていく。          ・保育施設A I入所調整システムにより、保育施設側への内定通知までの期間短縮を図ることで、施設側の受入準備期間を十分に確保し、良質な保育の提供の促進に取り組んでいく。          ・病児保育については、今後の利用状況・利用者ニーズを把握しながら事業の円滑な運営と施設整備の拡充を進め、また、近隣自治体のニーズを踏まえた市外児童の受け入れを進め、地域全体で保護者の就労と子育ての両立を支援していく。          ・施設の老朽化の課題を含め、公立保育所の方向性について、検討を進めていく。広田保育所の民営化については、教育・保育の質の確保や意欲ある民間法人の参入促進を図るため、スケジュールを変更し事業者公募の内容を引き続き検討していく。</p> <p>【2】児童健全育成事業          ・複数の学区で待機児童が発生していることから、将来的な児童数や利用率の推移を慎重に見極めながら、学校の理解を得て余裕教室を確保することやクラス増設等により、引き続き待機児童対策に取り組んでいく。          ・放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の専門性の向上に努めるとともに、学校やこどもクラブ受託法人との連携強化により、事業運営の改善にも取り組んでいく。          ・さらなる子ども・子育て環境の充実に向け、現行の多子軽減施策の拡充について検討していく。</p> <p>【3】児童館運営事業          ・18歳未満の児童に対する遊びを中心とした健全育成のために、環境整備、事業のPR及び質的向上に努めていく。          ・児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎の利活用及び県立病院跡地利活用の取組の中で、引き続き検討していく。</p> <p>【4】子どもの居場所づくり          地元ICT企業や地域でICT教育を行っている団体、会津大学、スマートシティAiCTの入居企業等の協力を得ながら、子どもが楽しみながらデジタル技術を学習できる機会を拡充することで、スマートシティとしての子どもたちの「学び場」や「遊び場」を提供するとともに、地元企業等の「しごとづくりの場」を継続して創出していく。事業の実施にあたっては、企業等からの支援等を含めた事業の継続性・自主性を確保するための方策について検討する。          また、屋内遊び場を含む子どもの居場所について、栄町第二庁舎及び県立病院跡地の利活用に係る取組のなかで、引き続き検討していく。</p>

<p>施策4</p>	<p>子どもが安心して生活できる環境づくり</p>
<p>今年度の重点方針 (方向性)</p>	<p>ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を進め、ヤングケアラー世帯等も含めた、子どもや子育てに課題を抱える家庭への支援体制を強化します。</p>
<p>取組状況</p>	<p><b>【1】子どもの虐待防止の強化</b>          ・子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化している中、児童虐待の未然防止・早期発見を図るため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携強化を図るほか「虐待対応支援員」を2名配置し、よりきめ細かな相談対応や支援を行うための体制強化に取り組んだ。          ・令和3年度より、育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭に対する、産後ヘルパー派遣事業を実施した。          ・令和5年度より、産後ヘルパー派遣事業を拡充し、妊婦からヤングケアラーも含めて対応できるよう、子育て世帯訪問支援事業を開始した。</p> <p><b>【2】ひとり親家庭等への支援の充実</b>          ・民設民営による母子生活支援施設の整備支援や各種手当、助成事業などを実施し、子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭を支える体制づくりに取り組んだ。</p> <p><b>【3】ひとり親世帯への経済的支援</b>          ・ひとり親世帯に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、ひとり親世帯への臨時特別給付金等を支給した。</p>
<p>課題認識と 今後の方針 ・改善点</p>	<p><b>【1】子どもの虐待防止の強化</b>          ・家庭内の課題は複雑・多様化の傾向にあり、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのさらなる連携や支援体制の強化により、問題を抱えた家庭に対する支援を行う必要がある。          ・ヤングケアラーについては、令和4年度に県が実施した実態調査の結果を踏まえた支援体制の構築や啓発を図る必要があるとともに、子どもの心情に十分に配慮しながら、関係機関との連携により支援を行う必要がある。          ・ヤングケアラーへの支援に当たっては、支援者に対する研修会の実施や子育て世帯訪問支援事業等を活用しながら早期発見に努めるとともに、必要な支援につながるよう、教育委員会や学校等の関係機関と連携して取り組む。          ・子ども家庭総合支援拠点により、児童及び妊産婦等に関し、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じたよりきめ細かな支援を行っていくとともに、その中でも特に支援が必要な要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図っていく。          ・令和4年の児童福祉法改正により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたことから、令和6年4月の設置に向け取り組んでいく。</p> <p><b>【2】ひとり親家庭等への支援の充実</b>          ・ひとり親家庭等をはじめとして、市民から幅広く寄せられる相談に対して、家庭相談員などによる助言・指導・情報提供を行っていく。          ・ひとり親家庭医療費助成において、県補助金の対象外となっている1,000円の自己負担廃止について、県へ継続して要望していく。</p> <p><b>【3】ひとり親世帯への経済的支援</b>          ・ひとり親世帯への臨時特別給付金：令和2年度事業終了          ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）：令和3年度事業終了          ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）：令和4年度事業終了          ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）：令和5年度事業実施中</p>

施策5	障がいのある子どもたちの療育体制の充実
今年度の重点方針(方向性)	障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。
取組状況	<p>【1】支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期から子どもの特性を見出し、理解するとともに、障がいのある子どもたちが、地域で学び共に生きるための環境整備を図るとともに、「障がい児福祉計画」に基づきながら、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めてきた。</li> <li>・令和2年度においては、「第2期障がい児福祉計画」を策定した。</li> </ul>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援等のサービス利用者数も増加していることから、今後も利用ニーズは高水準で推移していくものと考えられるため、今後も継続した事業実施が必要である。</li> <li>・障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じ支援していく。</li> <li>・関係機関と連携を図り、令和2年度に策定した「第2期障がい児福祉計画」に基づきながら、児童発達支援センターの増設をはじめ、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めるとともに、令和5年度においては、「第3期障がい児福祉計画」を策定していく。</li> <li>・将来にわたる支援を見据え、障がいの早期発見・早期療育や障がいに対する親の理解促進のためのさらなる相談体制の強化を図る。</li> <li>・医療的ケア児や、家族全体への支援を要する家庭等への支援など、より専門性の高い相談対応のため、相談支援専門員の資質向上が求められている。そのため、県の各種研修会等を活用しながら地域の相談支援体制を強化していくとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、他自治体の取組状況等を踏まえ、業務内容や配置手法などの具体的な検討を行いながら配置していく。</li> </ul>

### 3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4 - 1	ファミリー・サポート・センター事業	健康福祉部・こども家庭課
17 - 1	第2次健康わかまつ21計画の推進	健康福祉部・健康増進課
39 - 4	まちの拠点整備事業（県立病院跡地利活用事業）	企画政策部 企画調整課
41① - 2	まち・ひと・しごと創生法に基づく、会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	企画政策部 スマートシティ推進室
41① - 3	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部 企画調整課・ほか関係各課

### 4 施策の最終評価

- ・政策分野1「子ども・子育て」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。
- ・施策1「子どもの育ちを支える取組の推進」については、ニーズ調査を踏まえて「第3期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」策定に取り組む。また、引き続き、結婚に伴う負担の軽減など、結婚支援の充実を図っていく。
- ・施策2「安心な妊娠・出産、育児等の支援」については、不妊治療における経済的負担の軽減策について検討していく。
- ・施策3「未就学期から学齢期の成育環境の充実」については、こどもクラブにおける待機児童の解消に取り組むとともに、多子軽減施策拡充の検討を進める。
- ・施策4「子どもが安心して生活できる環境づくり」については、こども家庭センターの設置に向けた体制整備に取り組む。
- ・施策5「障がいのある子どもたちの療育体制の充実」については、「第3期障がい児福祉計画」に基づき、一人ひとりに寄り添った支援と環境整備を図っていく。

5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
<b>施策1 子どもの育ちを支える取組の推進</b>							
1	◎	◎	柱4		利用者負担軽減事業	継続	健康福祉部 こども保育課
2	◎	◎	柱4		地方創生推進事業（結婚支援事業）	継続	企画政策部 協働・男女参画室
3		◎	柱4		子ども・子育て支援事業計画の推進	継続	健康福祉部 こども保育課
4		◎	柱4	1.4	児童手当	継続	健康福祉部 こども家庭課
5		◎	柱4	1.4	子ども医療費助成事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
6			柱4		子育てガイドブック作成事業	継続	健康福祉部 こども保育課
<b>施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援</b>							
1	◎		柱4	3.8	不妊治療費助成事業	新規	健康福祉部 健康増進課
2	◎		柱4		出産・子育て応援事業	継続	健康福祉部 健康増進課
3		◎	柱4	3.8	子育て世代包括支援センター事業	継続	健康福祉部 健康増進課
4			柱4	3.8	安全な妊娠・出産への支援事業	継続	健康福祉部 健康増進課
5			柱4	3.8	育児支援事業	継続	健康福祉部 健康増進課
6			柱4	3.8	乳幼児健康診査事業	継続	健康福祉部 健康増進課
7			柱4	3.8	5歳児発達相談事業	継続	健康福祉部 健康増進課
8		◎	柱4	1.4,3.8	ホームスタート事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
9		◎	柱4	1.4,3.8	ブックスタート事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
10		◎	柱4	1.4	子育て短期支援事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
<b>施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実</b>							
1	◎	◎	柱4		乳幼児健康支援一時預かり事業	継続	健康福祉部 こども保育課
2	◎		柱4		屋内遊び場の充実	継続	健康福祉部 こども保育課
3		◎	柱4	4.2	子どものための教育・保育給付事業	継続	健康福祉部 こども保育課
4			柱4		公立保育所運営事業	継続	健康福祉部 こども保育課
5			柱4		公立幼稚園管理運営費	継続	健康福祉部 こども保育課
6			柱4		へき地保育所運営事業	継続	健康福祉部 こども保育課
7			柱4		子育てのための施設等利用給付事業	継続	健康福祉部 こども保育課
8			柱4		特別保育事業	継続	健康福祉部 こども保育課
9		◎	柱4		児童健全育成事業	継続	健康福祉部 こども保育課
10		◎	柱4		児童館運営事業	継続	健康福祉部 こども保育課
11			柱4	4.4	地方創生推進事業（デジタル未来アート事業）	継続	企画政策部 スマートシティ推進室
12			柱4		就学前教育・保育施設整備交付金、安心こども基金特別対策事業補助金	継続	健康福祉部 こども保育課
13			柱4		利用者負担額賦課徴収事務	継続	健康福祉部 こども保育課
14			柱4		教育・保育施設等支援対策事業補助金	継続	健康福祉部 こども保育課
15			柱4		実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続	健康福祉部 こども保育課
16			柱4		認可外保育施設助成事業	継続	健康福祉部 こども保育課
17			柱4		保育士研修等事業費	継続	健康福祉部 こども保育課
18			柱4		保育所等給食食材検査	継続	健康福祉部 こども保育課
19		◎	柱4		保育士宿舍借上支援事業	継続	健康福祉部 こども保育課
20			柱4		保育所等におけるICT化推進等事業	継続	健康福祉部 こども保育課
<b>施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり</b>							
1	◎	◎	柱4		こども家庭センター事業	新規	健康福祉部 こども家庭課
2		◎	柱4	1.4,3.8	児童虐待防止対策事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
3		◎	柱4	1.4	児童入所施設措置費	継続	健康福祉部 こども家庭課
4		◎	柱4	1.4	子どもの貧困対策	継続	健康福祉部 こども家庭課
5		◎	柱4	1.4	子ども未来基金事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
6		◎	柱4	1.4,3.8	家庭児童相談室相談業務	継続	健康福祉部 こども家庭課
7		◎	柱4	1.4	児童扶養手当	継続	健康福祉部 こども家庭課
8		◎	柱4	1.4	ひとり親家庭医療費助成事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
9		◎	柱4	1.4	ひとり親家庭自立支援給付金事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
10			柱4		母子父子寡婦福祉資金貸付	継続	健康福祉部 こども家庭課
11			柱4		就学遺児激励金	継続	健康福祉部 こども家庭課

施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実							
1		◎	柱4	1.4,3.8	障がい児福祉計画の推進	継続	健康福祉部 こども家庭課
2		◎	柱4	1.4	障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	継続	健康福祉部 こども家庭課
3		◎	柱4	1.4,3.8	障がい児相談支援事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
4			柱4		障害児福祉手当・特別児童扶養手当	継続	健康福祉部 こども家庭課
5			柱4		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
6			柱4		自立支援医療（育成医療）	継続	健康福祉部 こども家庭課

※人口減少対策に資する事業を「第2期 会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標に分類して表記しています。

- 柱1 ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり
- 柱2 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出
- 柱3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 柱4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備



施策1 子どもの育ちを支える取組の推進

1	事業名	利用者負担軽減事業			法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課			次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保育所、認定こども園等の利用者負担（保育料）について、利用児童に兄弟がいる世帯の「多子軽減」や、感染症に罹患した際の「感染症減免」により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを生み・育てやすい環境を整える。	財務内容 単位（千円）	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	80,043	101,844		
			所要一般財源	80,043	101,844		
			概算人件費	2,359	2,247		
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	教育認定では小学校3年生から、保育認定では小学校就学前の児童からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とする「多子軽減」の国の基準を、保育認定について令和5年9月分から18歳未満へ拡充した。また、児童が感染症に罹患して、開所日数のうち6日以上登園できない場合、当該日数分を減免している。					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果	
		多子世帯に対する保育料の軽減（減免）の実施	多子世帯の経済的負担が軽減される	保育サービスの満足度が向上する		安心して出産・子育てができる環境が整備される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7
保育サービスの満足度		-	-	-	-	-	
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	・保育所等の利用者負担の軽減は、「子ども・子育て支援事業計画」に掲げる「子育て家庭への経済的支援」として実施しており、子育て世帯の家計に及ぼす効果は大きく、子どもを産み、育てやすい環境の形成に貢献している。 ・子育て世帯の負担軽減のため欠かせない事業であり、今後も維持していく必要がある。						
2	事業名	地方創生推進事業（結婚支援事業）			法定／自主	自主	
	担当部・課	企画政策部 協働・男女参画室			次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：結婚希望者のその希望を叶える 内容：結婚希望者の支援と地域全体で婚活を応援する環境づくり	財務内容 単位（千円）	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	52,650	52,650		
			所要一般財源	17,847	17,847		
			概算人件費	3,404	3,404		
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・結婚支援のための人材育成：現代版仲人（ハートフルサポーター）の養成等 ・イベント・セミナーの開催：結婚希望者の自己研鑽のためのセミナーの開催等 ・「結婚応援地域連携会議」の開催 ・令和5年度からは、県のマッチングシステムへの登録料の半額補助及び結婚に伴う新生活にかかる費用（住居費・引越費用）の補助を開始した。また、結婚支援にあたる専門職として会計年度任用職員を配置した。					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果	
		婚活セミナー等の開催や、はぴ福なびの登録料補助、結婚新生活支援事業補助金の交付を行う	・婚活に取り組む男女が増加する ・結婚時の経済的負担が軽減される	・交際する男女が増加する ・結婚する男女が増加する		若者が希望する時期に結婚できる環境が整備される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7
婚姻件数（組）		-	-	-	-	-	
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	・結婚に伴う新生活費用（住居費・引越費用）の補助については、市政だよりや新聞等周知後から問合せが増加している。 ・結婚に関して、理想の実現に向けた取組を進めることは、長期的な人口減少の抑制に向けて重要であることから今後も結婚希望者が自信をもって婚活に取り組めるよう支援や相談できる環境を整備していく。 ・結婚支援を担う人材の交流など地域で結婚を支援する人の輪を広げていく。						

施策1 子どもの育ちを支える取組の推進

3	事業名	子ども・子育て支援事業計画の推進	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子どもの貧困対策推進法に基づく「貧困対策計画」を一体とした「第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」における各施策・事業を推進していく。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	7,467	7,417
所要一般財源			5,220	5,170	
		概算人件費	2,247	2,247	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	子ども・子育て支援法に基づき「会津若松市子ども・子育て会議」を設置し、「第1期子ども・子育て支援事業計画」の事業開始年度である平成27年度から、計画で掲げた各施策・事業を推進している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画で掲げる基本理念「子どもがいきいきと育つまち」・「子どもを安心して産み・育てることができるまち」・「子育てをみんなで支えるまち」の実現に向け、各施策・事業を計画的に推進することが必要であることから、庁内関係課長等で構成する子ども・子育て支援事業計画検討会議及び子育て支援に関する市民等で構成する子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、計画で掲げた各施策・事業を推進するほか、第3期計画策定に係るニーズ調査を経て、策定に取り組んでいく。				
4	事業名	児童手当	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童の保護者等に対し、受給資格を認定し、児童手当を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,585,300	1,781,925
所要一般財源			241,489	277,392	
		概算人件費	21,989	21,989	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・個人番号を活用した情報連携の開始に伴う各種証明書類の添付省略や、令和4年度の制度改正に伴う一律の現況届の提出義務の廃止により、受給者の負担軽減を図るとともに、令和5年度より公会計となった学校給食費の申し出徴収を開始した。 ・また、平成30年7月より国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内で「子育てワンストップサービス」の電子申請に必要な環境を整備し、手続きにおける利便性向上を図っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・手当認定は、対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないように、対象者への周知に引き続き取り組む。 ・国において、第3子以降の手当額の増額や所得制限撤廃等を検討しており、今後の動向に注視しながら、制度改正へ対応する。 ・国が進める令和7年度のシステム標準化に向け、国の標準仕様書と現在の事務運用を見直していく。				
5	事業名	子ども医療費助成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子ども医療費の助成に関する条例に基づき、18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までの児童を対象に、保険診療の一部負担金を助成、子どもの疾病又は負傷の治癒を促進し、健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減している。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	495,382	543,050
所要一般財源			197,034	242,007	
		概算人件費	17,725	17,725	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・平成23年10月診療分からは入院を中学校3年生まで、入院外を小学校3年生までに拡充し、窓口無料化について市内のみから県内の医療機関等に拡大、平成24年10月診療分からは入院、入院外ともに18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで拡充、平成26年3月診療分からは医療費の窓口無料化について全国の医療機関等まで拡大、平成30年1月から庁内での情報連携の条例等を整備し、所得・課税・控除証明書の省略を行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・市民が安心して子育てをしていくための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、検査費や治療費が自己負担となったことにより、助成額の増加が見込まれることから、扶助費等執行額の推移を見ながら、適切に対応していく。				

	<b>事業名</b>	子育てガイドブック作成事業	<b>法定／自主</b>	自主	
	<b>担当部・課</b>	健康福祉部・こども保育課	<b>次年度方針</b>	継続	
	<b>概要 (目的と内容)</b>	子育て家庭等による本市の子育て支援事業や各相談窓口等の利用促進を図るため、情報発信するためのガイドブックを作成し、市窓口や各教育・保育施設等で配布する。 合わせて、市ホームページ等にPDF版等を掲載し周知を図る。	<b>財務内容 単位(千円)</b>	<b>令和5年度 (予算)</b>	<b>令和6年度 (見込み)</b>
<b>事業費</b>			0	327	
<b>所要一般財源</b>			0	327	
<b>概算人件費</b>			1,504	420	
6	<b>これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)</b>	本市と(株)サイネックスとの協定に基づき子育てガイドブックを協働作成し、子育て家庭へ向け市役所各窓口や保育所等を通じて配布したほか、市ホームページ等に電子媒体を掲載し、広く周知を図った。			
	<b>事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)</b>	今後の各種子育て支援事業内容等の変更等を踏まえ、子育てガイドブックの時点修正を適宜行いながら、情報発信を継続していく。			

施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援								
1	事業名	不妊治療費等助成事業				法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課				次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	目的：不妊治療等における経済的負担の軽減を図る。 内容：福島県が実施する保険適用外の生殖補助医療及び妊孕性温存療法等を受けた方へ、治療費の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	0	26,792			
			所要一般財源	0	26,792			
			概算人件費	0	3,243			
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	-						
	ロジック モデル (政策の設計図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		・不妊治療費等助成金の周知 ・不妊治療費等助成金の交付	不妊治療等における経済的負担が軽減される	安心して不妊治療等を受けられる夫婦が増加する			安心して出産・子育てができる環境が整備される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
不妊治療により妊娠する女性の人数		-	-					
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	-							
2	事業名	出産・子育て応援事業				法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課				次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：安心して出産・子育てができる環境を整備する(事業開始：令和5年2月1日)。 内容：妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品等の購入費用を助成する「経済的支援(計10万円)」を一体的に実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	106,850	78,792			
			所要一般財源	20,576	13,561			
			概算人件費	7,309	7,309			
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産応援給付金(妊娠1回あたり50千円)：388件・19,400千円</li> <li>・子育て応援給付金(新生児1人あたり50千円)：0件(R4の実績なし)</li> <li>・出産・子育て応援給付金(※R4のみの特例対応。産婦1人あたり100千円、双子は150千円)：504件・50,500千円(うち双子2件・300千円)</li> </ul>						
	ロジック モデル (政策の設計図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		・出産応援給付金の周知、交付 ・子育て応援給付金の周知、交付	・出産前後の経済的負担が軽減する ・出産前後の子育て世代が必要な支援を受ける	ニーズに応じた効果的な支援がすべての妊婦・子育て家庭に行き渡る			安心して出産・子育てができる環境が整備される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
「産後1か月程度、助産師等からの指導・ケアが十分受けられた」割合		88.0	89.0					
「育児への気持ち」が「楽しい」または「かわいい」の割合		95.1	95.4					
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は現金給付対応としているが、財源としている国の出産・子育て応援交付金においては、経済的支援を現金給付ではなく、クーポン等の活用を推奨していることから、市としても、より有効な手法について研究・検討をしていく。</li> </ul>							

施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援					
3	事業名	子育て世代包括支援センター事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する。 内容：妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じ支援プランの作成や関係機関との連絡調整を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	6,339	6,339
			所要一般財源	2,993	2,293
概算人件費			7,378	7,378	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年に健康増進課、子ども家庭課、こども保育課の3課に当センターを開設し、特に支援を要する妊産婦や乳幼児については定期的会議を開催し、情報共有、支援の方向性について検討、調整を行い支援体制の構築に努めた。</li> <li>平成元年に母子保健コーディネーターとして助産師を配置した。さらに令和3年度、令和5年度に各1名増員し、妊産婦支援の充実に努めた。</li> <li>令和5年7月からオンライン相談を開始した。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応する必要があることから、妊産婦や乳幼児の情報が分断されることがないように集約し、センター3課の情報共有化を図るとともに関係機関と連携し切れ目ない支援の提供に継続して取り組む。</li> <li>児童福祉法の一部改正に伴い、当センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持したこども家庭センターの設置が求められており、令和6年度の設置に向け関係課と体制を構築する。</li> </ul>				
4	事業名	安心な妊娠・出産の支援事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：妊産婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠中から産後も安心して子育てできる支援体制を確保する。 内容：母子健康手帳交付時に保健指導・相談等を実施、妊産婦健康診査の助成、産後ケア事業及び産科医療機関との連携による支援の実施。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	107,691	107,691
			所要一般財源	101,234	101,234
概算人件費			3,370	3,370	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充、さらに多胎妊婦への健診費用の追加助成、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成、産後ケアの利用者負担の減免の拡充などにより経済的負担の軽減を図っている。</li> <li>産科医療機関と連携し支援が必要な方へ家庭訪問や電話による支援を行い、不安や悩みを軽減し安心して子育てができるよう妊娠期からの支援を実施している。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付は妊婦との最初の接点となる重要な機会であることから、対面による状況把握と保健指導を継続する。令和5年度から妊娠後期のアンケートによる相談や支援を開始し、切れ目のない支援により安心して妊娠期を過ごし出産に望めるよう取り組む。</li> <li>産後ケアの利用など必要なサービスの利用や支援につながるよう引き続き関係機関と連携し、妊婦の不安解消や孤立化防止を図る。</li> </ul>				
5	事業名	育児支援事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：保護者が子どもの発育・発達について理解し、養育上の問題の改善や不安を軽減することで、親子の心身の健康の保持・増進を図る。 内容：健診事後相談や乳児家庭全戸訪問、未熟児訪問、離乳食教室、未熟児に対する養育医療の給付等を実施	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	8,311	8,311
			所要一般財源	2,533	2,533
概算人件費			15,557	15,557	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各母子保健事業により、不安や悩みを傾聴し子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供や医療機関の受診等につなげている。</li> <li>健診事後相談においては、公認心理士、言語聴覚士の相談を導入し、また心理相談の実施回数を拡大するなど育児相談の充実に努めた。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てを取り巻く環境の変化により育児不安や負担感が増大しやすい状況下にあることから、引き続き、乳幼児の発育・発達について正しい情報の提供と専門的な支援を行うことで、保護者の育児力を高め、また子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるよう取組を進める。</li> <li>保護者へ切れ目なく必要な支援ができるよう、関係機関とより一層の連携を図る。</li> </ul>				

6	事業名	乳幼児健康診査事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：乳幼児の健康の保持増進を図る。 内容：集団健診として4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に実施、施設健診は新生児聴覚検査、先天性股関節脱臼等検診、9～10か月児健康診査を実施。集団健診時には、相談（育児、栄養、歯科）保健指導等もあわせて実施。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	25,026	25,026
所要一般財源			25,026	25,026	
概算人件費	22,704		22,704		
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達状況をより詳細に確認し支援につなぐため、M-CHATの導入、問診票の改正を実施。</li> <li>・3歳6か月児健診に、弱視等の早期発見を目的に、眼科屈折（SVS）検査を導入し、弱視の発見及び治療開始率が上昇した。</li> <li>・虐待リスクが高いとされる健診未受診児について、連絡票の活用により保育施設等関係機関と連携できる体制を整備し、目視確認等の状況把握につながっている。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの肥満やむし歯有病率は改善傾向ではあるが、全国と比較して高い状況であることから、実態把握に努め、基本的な生活習慣を身につけ、子どもが健全に成長していけるよう健診の機会を活用し保健指導を実施する。</li> <li>・発達障がい等の早期発見・早期療育に繋ぐことができるよう導入したM-CHATや問診票改正による事業の検証及び弱視の早期発見を目的に導入した眼科屈折（SVS）検査について引き続き結果の検証を行っていく。</li> </ul>				
7	事業名	5歳児発達相談事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	目的：発達障がいを含む個別支援の必要な子どもの早期発見、保護者等が子どもの特性について理解を深める機会となり適切な対応へ繋ぐ。 内容：保護者へ発達質問票を送付し、返信された質問票の内容により保健師が支援を行い、必要に応じて相談事業や関係機関と連携を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	432	432
所要一般財源			432	432	
概算人件費	2,846		2,846		
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返信された発達質問票の内容に応じて支援を行い、必要に応じて専門職による発達相談を勧める等、適切な対応に努めた。</li> <li>・発達質問票の未返信者に対して勧奨通知を行い、通知後も未返信の場合は、保育部門との連携や保健師の訪問等により状況の把握に努めている。</li> <li>・教育部門や福祉部門と、発達に課題がある児への支援方法や情報共有方法について協議を重ね、課題を共有し、さらに連携が強化されるよう取り組んだ。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子どもの発達を把握する機会を持つことは、不安の解消や適切な対応、そして健やかな成長を促す上で重要であり、当事業の活用により子どもの集団場面での行動の様子や特性について保護者と保育者が共有し、気づき、理解を深める機会となるよう、引き続き双方での発達質問票の共有を促す。</li> <li>・就学前の支援が切れ目なく行えるよう、家庭や保育施設、医療・福祉・教育部門と連携し、継続して支援していく。</li> </ul>				
8	事業名	ホームスタート事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に当たり不安を抱えている家庭に、研修を受けた市民ボランティアが訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をするなどの支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	3,400	3,500
所要一般財源			0	1,750	
概算人件費	135		135		
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問件数は年々増加傾向にあり、子育て家庭からの訪問依頼に対応できるよう、専門研修を実施するとともに、市民ボランティアの増加に取り組み、養育不安の軽減を図っている。令和元年6月より、産後に加え妊婦も支援対象とした。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を、子育て世代包括支援センター等を活用しながら早期に発見し、支援につなげていく必要がある。</li> <li>・訪問支援件数が増加傾向にある中、外国人の利用もあることから、対応できる市民ボランティアの育成にも取り組む必要がある。</li> </ul>				

9	事業名	ブックスタート事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、子育てにおける読み聞かせの重要性を啓発し、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりに寄与する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	849	680
			所要一般財源	0	0
概算人件費			540	540	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・市の健康増進課で実施する4か月児健康診査において、乳児及びその保護者にボランティアが絵本の読み聞かせを行い、絵本等を配付した。 ※今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、読み聞かせボランティアによる読み聞かせは行わず、こども家庭課職員によるブックスタートパックの手渡しに留めていたが、令和5年9月現在は、希望者への読み聞かせを行っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・4か月児健康診査未受診者への絵本等の配布については、児童の状態確認を兼ねた個別家庭訪問等の実施により、対象者全員への配布に努める。 ・乳幼児の段階から読み聞かせや親子のふれあいの大切さを経験してもらい、楽しい子育ての時間を過ごすきっかけを届けるため、関係機関との連携を図るとともに、絵本への愛着や絵本を通した子育てにつなげていけるよう取り組む。				
10	事業名	子育て短期支援事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難な場合や、DV等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、一定期間の児童の預かり又は母子を入所させることにより、育児の負担軽減や児童虐待の未然防止、母子の安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	520	519
			所要一般財源	200	199
概算人件費			540	540	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・社会福祉法人「たちあおい」へ業務委託し、平成29年7月から事業開始した。委託先において受入体制の整備を行い、サービスを必要としている家庭への支援を行っている。 ・令和3年度、令和4年度においては、安定したサービス提供を図るため、新型コロナウイルス感染症予防対策として必要な措置を講じた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・核家族化の進行や就労形態の多様化等により、従来の保育サービスでは対応できない子育て支援のニーズが生じており、特に家事や仕事、子育てとの両立を迫られるひとり親家庭においては、保護者の子育て負担の軽減策が重要となっている。 ・支援を必要としている世帯が、必要時に適切に事業利用できる体制を整備する。				

施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実								
1	事業名	乳幼児健康支援一時預かり事業				法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課				次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	病気のため集団生活が困難であるが、日中保護者が家庭で保育することができない小学校3年生までの児童を、委託先の医療機関に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	16,533	16,836			
			所要一般財源	12,531	12,531			
			概算人件費	188	188			
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成11年度から「病後児保育」を、平成23年度から「病児保育」を医療法人社団新生会への委託により実施していたが、同医療法人の業務縮小により、開所時間や利用対象児童等を縮小せざるを得ない状況となったため、令和5年度より新たに「キッズケアにじいろ」を開所した医療法人清信会へ事業を委託した。						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		病児保育の受入体制を整備する	子どもが病気でも保護者が安心して働くことができる	子育てと仕事の両立が推進される			・保護者の子育てと就労の両立が図られる ・病気の子どもの福祉が向上する	
	成果の推移 (中期成果)	項 目		R4	R5	R6	R7	R8
年間延べ利用実績		45	200					
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	・令和4年度より新たな委託先を検討し、令和5年度より新たな法人への委託により事業を開始したため、今後、利用者ニーズに対応した施設に改善し、保護者がより安心して利用できるような事業の運営が必要である。 ・今後の利用状況・利用者ニーズを把握しながら事業の円滑な運営と施設整備の拡充を進めていく。また、近隣自治体のニーズを踏まえた市外児童の受け入れを進め、地域全体で保護者の就労と子育ての両立を支援していく。							
2	事業名	屋内遊び場の充実				法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課				次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	既存の公共施設（ふれあいハウス、西七日町児童館等）における遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	1,353	121			
			所要一般財源	353	121			
			概算人件費	60	60			
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・ふれあいハウスの既存遊具の更新及び新規導入：ジョイントクッション、テーブル、ソファ、バランスボール、巧技台（令和5年度） ・西七日町児童館の既存遊具（卓球台）の更新（令和5年度）						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		既存公共施設における遊具更新及び新規導入	屋内遊び場の利用者が増加する	子育て環境の満足度が向上する			子どもを産み・育てやすい環境が整備される	
	成果の推移 (中期成果)	項 目		R4	R5	R6	R7	R8
子育て環境の満足度		-	-					
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	・屋外遊び場（公園）や冬期間・雨天時等に利用できる屋内遊び場については、その整備・充実に向け以前より多くの意見・要望が寄せられている。 ・特に屋内遊び場整備については、児童館機能のあり方も含め、栄町第二庁舎及び県立病院跡地の利活用に係る取組のなかで、引き続き検討していく。							



施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実

3	事業名	子どものための教育・保育給付事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	教育・保育給付認定を受けた子どもの教育・保育を実施するため、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し、国で定めた公定価格により算出する施設型給付費等を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	3,966,432	3,966,432
			所要一般財源	1,037,314	1,037,314
概算人件費			5,392	5,392	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	○子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業者が給付対象施設に追加され、公定価格により算出した給付費を給付している。 ○給付対象施設(令和5年4月1日現在) ・認可保育所：9施設 ・幼保連携型認定こども園：18施設 ・幼稚園：1施設 ・地域型保育施設：9施設				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・国で定める公定価格の単価改正や保育士の処遇改善等の加算率の引上げ及び令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化等により給付費は年々増加してきた。 ・特定教育・保育施設における定員変更や児童の教育・保育給付認定の変更等により、給付額が変動しやすい状況にある。 ・充実した保育の実施及び施設運営の安定化に資するため、各施設の状況に応じた適切な給付に努めていく。				
4	事業名	公立保育所運営事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保護者の就労などにより保育を必要とする乳幼児に対し、公立の保育所において保育を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	62,026	66,153
			所要一般財源	34,917	39,544
概算人件費			404,458	414,549	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・中央保育所は、市内の保育施設等の保育の質の向上及び均一化のための研修を開催しているほか、私立保育施設では受入れ困難なケースの障がい児保育の実施や、市内で唯一、産休明け保育を実施するなど、保護者の多様な保育ニーズに対応している。 ・広田保育所では、保育ニーズの高まりを踏まえて、平成27年度から定員を増やした。河東第三幼稚園と統合して幼保連携型認定こども園として整備・運営していくことを決定し、令和4年度には整備・運営方針について決定した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・社会・経済状況の変化や保護者の就労形態の多様化により、保育を取り巻く環境は日々変化しており、保育の需要も高まっている。 ・保育士不足による年度途中入所児童の受入れが困難である状況や中央保育所の老朽化対策等の検討を進めていく必要がある。 ・広田保育所の民営化については、教育・保育の質の確保や意欲ある民間法人の参入促進を図るため、スケジュールを変更し事業者公募の内容を引き続き検討していく。				
5	事業名	公立幼稚園管理運営費	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	入園児へ幼児教育の場を提供するとともに、施設を適切に維持管理し、幼児教育の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	11,544	11,544
			所要一般財源	11,381	11,520
概算人件費			32,175	34,173	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・平成29年7月から一時預かり事業を拡充(長期休園日での実施)し、児童数の減少に対応するため、令和3年4月から3歳児の受入れを開始、令和4年4月から満3歳児の受入れを開始した。 ・令和2年度に、広田保育所と統合し幼保連携型認定こども園として整備・運営していくこととし、令和4年度には整備・運営方針について決定した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・少子化の進行や保護者の就労形態の多様化により児童数の減少が続いているが、保護者からは、河東地区ならではの特色ある教育や少人数での教育を高く評価されている。 ・令和8年度に予定していた河東地区幼保連携型認定こども園との統合のスケジュールを令和9年度に変更し、円滑な業務移行に向け取り組んでいく。				

6	事業名	へき地保育所運営事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	交通条件等により児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地区の保育を必要とする児童を「湊しらとり保育園」で集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	55,291	54,790
			所要一般財源	55,041	54,790
概算人件費			225	225	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	○へき地保育所の設置 平成21年度から、湊地区の4つのへき地保育所を統合し、会津若松市社会福祉協議会を指定管理者として「湊しらとり保育園」での集団保育を開始し、平成25年度以降についても、会津若松市社会福祉協議会が指定管理者として運営にあたっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・現在の入所児童数は概ね定員の7割弱となっている。令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により認可外保育施設の児童も無償化の対象となった。 ・平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行により、国はへき地保育所の特例地域型保育または施設型給付の対象施設への移行を推進しているが、給付対象施設となれば、地域住民優先とはならないことや、利用者負担が応能負担となるなどの課題もあることから、今後、保護者や地域の意見等を聞きながら協議していく必要がある。				
7	事業名	子育てのための施設等利用給付事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	施設等利用給付認定を受けた子どもが、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育等を利用した際の利用料を国基準の範囲内で、保護者または利用施設へ給付する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	27,921	27,921
			所要一般財源	6,981	6,981
概算人件費			3,595	3,595	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	○施設等利用費の給付 令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定を受けた子どもが以下の施設や事業を利用した際の利用料について、給付を行っている。 ・新制度未移行幼稚園・幼稚園等の預かり保育・認可外保育施設 ・一時預かり事業・病児保育事業				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・令和元年度から開始された国の幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園の利用料、保育の必要性の認定を受けた児童の認可外保育施設等の利用料及び新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用する児童の預かり保育の利用料等が無償化の対象となった。 ・対象事業を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、適切な給付に努めている。				
8	事業名	特別保育事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子育て家庭の負担軽減のための各種保育サービスを特別保育事業（延長保育・一時預かり・障がい児保育等）として実施し、児童福祉の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	518,659	510,059
			所要一般財源	221,905	219,037
概算人件費			1,872	1,872	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・特別保育事業を実施する私立施設等へ補助金を交付している。 ・令和元年度から、心身障がい児教育事業の補助基準額について、障がい児保育事業と同額とする引き上げを行った。 ・令和4年度からは、「医療的ケア児等の支援に関する法律」の施行に伴い、医療的ケア児の受入に係る「医療的ケア児保育支援事業」を追加した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業として市が実施すべき13事業のうち、本事業で実施している各種保育サービスのほか、利用者のニーズや利用状況などを踏まえながら、子育て家庭の負担軽減を図っていく必要がある。 ・子育て家庭の負担軽減のため、施設における各種保育サービスの提供や、多様な子育て支援の体制整備を引き続き推進していく。				

9	事業名	児童健全育成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を活用しながら放課後児童支援員を配置し、適切な生活と遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	680,774	732,721
			所要一般財源	191,001	227,276
概算人件費			16,848	16,848	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	○平成27年度 ・対象を小学校3年生までから6年生までに拡大。 ・利用時間を18時までから19時まで延長。 ○令和4年度～ ・23箇所(51クラス)全てを民間に委託。 ※19小学校区のうち18学区に設置、学校施設内のクラブは15か所(33クラス)。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・将来的な児童数や利用率の推移を見極めながら、学校の理解を得て余裕教室を確保することやクラス増設等により、引き続き待機児童対策に取り組んでいく。 ・放課後児童支援員に研修受講を推奨し、育成支援の専門性向上に努めるほか、学校やこどもクラブ受託法人との連携強化により、事業運営の改善にも取り組んでいく。 ・さらなる子ども・子育て環境の充実に向け、現行の多子軽減施策の拡充について検討していく。				
10	事業名	児童館運営事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	18歳未満のすべての子どもを対象にして、児童の遊び及び生活援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	5,433	5,433
			所要一般財源	5,282	5,433
概算人件費			26,672	21,341	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・児童館事業：スポーツや工作、四季の行事、伝統行事等(月～土)。 ・幼児クラブ事業(月・水・金)：子育て家庭の遊び場・交流の場。育児相談。 ・令和2年度をもって行仁町児童センターを、令和3年度をもって城前児童センターを廃止し、機能を西七日町児童館1館に集約した。 ・令和3年度から西七日町児童館において、中高生の居場所作りのため「中高生プライムタイム」を試行し、令和4年度から「児童館プライムデー」として実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・全市の児童を対象としているが、利便性からも難しい場所にあり、利用者は限られている。 ・乳幼児の遊び場、保護者の交流の場としてのニーズに対応していく必要がある。 ・児童の健全育成のための環境整備、事業のPR及び質的向上に努めていく。 ・児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎及び県立病院跡地利活用の取組の中で、引き続き検討に努めていく。				
11	事業名	地方創生推進事業(デジタル未来アート事業)	法定／自主	自主	
	担当部・課	企画政策部 スマートシティ推進室	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	会津大学や地元ICT企業等との連携のもと、子どもが楽しみながらデジタル技術を学ぶことができる体験イベント等を実施することで、冬期間等の子育て環境の充実と、学びの機会を創出するとともに地元ICT企業等の技術力向上やしごとづくりを図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	17,000	17,000
			所要一般財源	3,500	4,240
概算人件費			2,696	2,696	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	スマートシティとしての子どもの遊び場の提供やデジタル技術への興味・関心の醸成等を目的に平成27年度より「デジタルアート展」を開催し、また、小学生などを対象に学校でのプログラミング講座の実施やプログラミングコンテストの開催などを行ってきた。さらに、地元ICT企業等が開発した「デジタル未来アート展」のコンテンツが首都圏等のイベントで活用されるなど、地元企業等の技術力向上やしごとづくりにもつながっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	特に「デジタル未来アート展」については、デジタル技術を活用した子どもの遊び場として定着しつつあり、地元ICT企業等の稼働力の向上にも寄与するなど、着実に成果が上がっている。 県立病院跡地の利活用にあたっては、魅力的なデジタルコンテンツを常設する子どもの屋内遊び場機能の検討が進められており、施設に必要な設備・機材、コンテンツ、運営方法など、関係課と協議しながら実現に向けて取り組んでいく。				

12	事業名	就学前教育・保育施設整備交付金、安心子ども基金特別対策事業補助金	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保育所、認定こども園の新設、修理、改造又は整備等に要する経費の一部に充てるため、補助金を交付し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	127,539	168,220
			所要一般財源	14,170	32,540
概算人件費			188	749	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備による保育定員枠の拡大(幼稚園→認定こども園へ)</li> <li>老朽化施設の更新による教育・保育環境の整備</li> <li>近年では、令和2年度及び令和3年度に、幼保連携型認定こども園各1施設の整備が完了し、令和5年度に、小規模保育事業所から幼保連携型認定こども園への移行に伴う整備が1施設完了する予定。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の人口減少の現状や、施設の利用状況等を踏まえれば、保育の受け皿は一定程度充足してきたと考えられるが、老朽化した施設の改築や、保育所から認定こども園への移行に合わせた施設整備のニーズがある。</li> <li>今後の施設整備については、施設の安全面の確保や教育・保育環境の充実等、現状のニーズに照らし合わせながら、必要性を個別に精査し、進めていく。</li> </ul>				
13	事業名	利用者負担額賦課徴収事務	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童福祉法に基づき、認可保育所の入所児童に係る利用者負担について、賦課・徴収を行ってきた。平成27年度からは、認可保育所に加え、新制度に移行した認定こども園等を利用する児童の利用者負担額の算定も行っている。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	12,229	7,726
			所要一般財源	12,229	7,726
概算人件費			11,806	11,806	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に徴収方法を施設での集金から口座振替に変更したことに伴い、滞納額が増加したため、平成21年度から滞納対策を目的に任期付短時間勤務職員2名を配置し、平成25年度から滞納処分の本格運用を開始した。平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う利用者負担額の算定・徴収を行っている。</li> <li>国が進めている基幹業務システムの標準化に対応するため、国の標準仕様書と、現在本市で使用している「子ども・子育て支援システム」との差異を調査している。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで増加傾向にあった滞納額は、納税課との連携により調査・差押え等の滞納処分を行い圧縮が図られ、減少傾向にあるものの、新規滞納者も加わることから、引き続き徴収体制の強化を図っていく必要がある。また、利用者負担は、認可保育所への委託費や公立保育所運営における財源の一部であり、その確保と納付者との公平性の維持は重要であるため、継続して徴収体制の強化を図っていく。</li> </ul>				
14	事業名	教育・保育施設等支援対策事業補助金	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	民間の特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者に対し、保育士確保や保育の質の向上等を目的として補助金を交付し、保育事業の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	45,403	101,497
			所要一般財源	32,433	50,709
概算人件費			562	749	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、当該補助金の見直しを行うとともに、年度途中での入所児童受入れに係る保育士確保経費を盛り込むなど保育の質の向上、入所児童の処遇改善を目的とした補助金として再編した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の仕事復帰を支援するための年度途中の入所児童受入れに係る保育士確保経費や保育士の専門研修費は、教育・保育施設、地域型保育事業者における保育の質の向上を図るためにも必要であることから、今後も継続して支援していく。</li> <li>保育士の業務負担の軽減を図るため、園外活動時の見守り等、保育にかかる周辺業務を行う保育支援者の配置を支援していく。</li> </ul>				

15	事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	生活保護受給世帯等が、教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、給食費等の費用の一部を補助し、子どもの健やかな成長を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	810	810
			所要一般財源	270	270
概算人件費			188	188	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	平成30年度の事業開始から、対象児童が利用する保育所及び認定こども園等への事業内容の説明及び保護者への周知を行い、対象世帯に対し補助金の交付を行っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、従来の幼稚園を利用する低所得世帯の児童の給食費については、本事業による補助金の交付を行うこととした。</li> <li>対象世帯の経済的負担軽減のため、補助金の交付による支援を継続していく。</li> </ul>				
16	事業名	認可外保育施設助成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	認可外保育施設に対し、入所児童の処遇の向上及び保育の充実を図るため補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	634	634
			所要一般財源	294	294
概算人件費			450	450	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	認可外保育施設は、保護者の勤務形態の多様化や途中入所等で認可保育所等に入所できない児童を受け入れるなど重要な保育資源であるが、その財政基盤は弱いことから、運営を支援するための補助金を交付している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労と子育ての両立支援、入所児童の保育の充実と処遇向上のため、支援を継続していく必要がある。</li> <li>令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育の必要性の認定を受けた認可外保育施設の入所児童も無償化の対象となった。</li> <li>幼児教育・保育の無償化の対象施設の要件として、県の指導監督基準を満たす運営体制の整備が必要となることから、県と連携して取り組んでいく。</li> </ul>				
17	事業名	保育士研修等事業費	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保育士の専門性向上及び質の高い人材の安定的な確保、保育士の人材確保のため、保育士等の研修事業への支援や市主催の研修会を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	351	351
			所要一般財源	302	302
概算人件費			1,894	1,894	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会津若松市保育士会・会津若松市幼児教育振興協会が実施する研修事業へ補助金を交付し、保育や幼児教育の質の向上を図っている。</li> <li>平成26年度から実施している市主催の保育士復帰研修会においては、参加者の再就職につながるなどの成果があった。</li> <li>乳児保育研修会を開催し、低年齢児の保育の質の向上に努めている。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育の質の向上、低年齢児の保育需要に応えるため、事業の継続が必要。</li> <li>潜在保育士の復帰支援研修会は、保育士不足解消のため必要不可欠な研修会となっているが、参加申込みが少ないため、周知や内容の見直しが必要である。</li> <li>会津若松市保育士会、会津若松市幼児教育振興協会が実施する研修事業に対し、今後も継続して支援していく。</li> <li>乳児保育研修会は、低年齢児の保育需要に応えるため、継続して実施していく。</li> </ul>				

18	事業名	保育所等給食食材検査	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保育所等の給食食材の安全確保の取組として、自園調理を行っている保育施設等での給食食材検査を実施し、入所児童に対する東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射線量の低減化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	12,513	12,513
			所要一般財源	186	186
概算人件費			5,616	5,616	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<p>・東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、給食食材の放射能汚染が問題となり、保護者の不安軽減を図るため、平成24年5月から、給食の食材検査を開始した。</p> <p>・平成31年度、令和2年度は検出されなかったものの、令和3年度においては、1品目より10ベクレルの放射性セシウムが検出されたため、給食での使用を控え、安全確認のため追跡調査(再検査)を実施した。令和4年度は、検出されなかった。</p>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<p>・乳幼児については、放射線の影響を受けやすいことが懸念されているものの、原子力発電所事故から12年が経過し、令和3年度に検出された食材も検出限界値だった。今後、検査の継続性の検討が必要である。</p> <p>・これまでの検査結果により、一定のデータが蓄積されたことから、今後の検査実施については、県補助の継続や学校給食の検査状況を踏まえて検討していく。</p>				
19	事業名	保育士宿舍借上支援事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保育士が働きやすい環境の整備や、保育士の就業及び離職防止を図るため、事業者が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	14,388	14,388
			所要一般財源	4,356	4,356
概算人件費			375	375	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<p>○補助金の交付</p> <p>令和2年度：4施設(保育士7人分)</p> <p>令和3年度：9施設(保育士20人分)</p> <p>令和4年度：10施設(保育士22人分)</p>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<p>・子育て世帯の保育ニーズに対応する上で、保育士確保は保育事業者の重要な課題であり、事業者が保育士を確保するための支援策が必要となっている。</p> <p>・本事業は、保育士確保に資する取組であり、保育事業者からのニーズも高いことから、継続して取り組んでいく。</p>				
20	事業名	保育所等におけるICT化推進等事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	6,938	7,500
			所要一般財源	2,313	2,500
概算人件費			562	562	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<p>○私立施設への補助</p> <p>令和4年度：9施設</p>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<p>・保育士の業務負担軽減はもとより、感染症による一部休園等について、一斉に保護者へ通知することができるため、保育施設等におけるICT化の必要性は、大きく高まっている。</p> <p>・保育システムの導入を希望する施設に対して支援を行い、保育施設等におけるICT化を推進していく。</p>				

施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり

1	事業名	こども家庭センター事業				法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課				次年度方針	新規
	概要 (目的と内容)	令和4年の児童福祉法改正により、共通の管理職や統括支援員のもと、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に支援を行う「こども家庭センター」を設置する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	0	116		
			所要一般財源	0	116		
			概算人件費	0	19,085		
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	-					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果
		・合同ケース会議の開催 ・サポートプランの作成 など	・相談窓口が分かりやすくなる ・効果的な支援を受けることができる	・全ての相談が可能になり、適切な支援を受けることができる			・全ての子ども・妊産婦・子育て世帯が安心して生活できる
	成果の推移 (中期成果)	項 目		R4	R5	R6	R7
未就学児に係る相談件数(妊産婦含む)		-	-	-	-	-	
要保護児童対策地域協議会の管理世帯の 終結世帯数		-	-	-	-	-	
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	-						

施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり

2	事業名	児童虐待防止対策事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、関係機関等との連携を図り、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の早期発見、早期対応を行い適切な支援に努める。また、児童虐待の未然防止のための啓発活動や支援者を対象とした研修会を実施して資質向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	12,482	13,031
所要一般財源			5,328	5,680	
		概算人件費	21,679	21,679	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会により、児童虐待防止活動を推進し、さらには、子どもと妊産婦の福祉に関する支援のため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携を図るほか「虐待対応支援員」を2名配置し、よりきめ細かな相談対応や支援を行うための体制整備を図った。</li> <li>令和3年度より開始した産後ヘルパー派遣事業を拡充し、妊婦からヤングケアラーも含めて対応できるよう、子育て世帯訪問支援事業を開始した。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センター等との連携を図りながら、支援が必要な子どもとその家庭に対し、適切な子育て施策につなげられるよう連携体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に継続して取り組んでいく。</li> <li>ヤングケアラーへの支援に当たっては、支援者に対する研修会の実施や子育て世帯訪問支援事業等を活用しながら早期発見に努めるとともに、必要な支援につながるよう、教育委員会や学校等の関係機関と連携して取り組む。</li> </ul>				
3	事業名	児童入所施設措置費	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	経済的理由により入院出産ができない妊婦を助産施設へ入所させ、分娩とその費用を支援する。 養育不安等を抱え、在宅での生活に問題のある母子世帯に対し、母子生活支援施設において自立支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	32,687	30,676
所要一般財源			8,173	7,671	
		概算人件費	899	899	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年数件の利用があり、生活保護受給者など、経済的理由により入院出産が困難な妊婦が安全に出産できるよう支援を行っている。なお、助産施設は県が指定する医療機関であり、本市内には2か所ある。</li> <li>平成29年7月に開所した民設民営の母子生活支援施設(入所定員10世帯)へ、養育支援等が必要な母子の入所を決定し、支援計画に基づき母子が自立できるよう支援を行っている。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関をはじめとする関係機関と連携し、助産が必要な母子の把握に努めるとともに、支援を必要とする母子家庭が自立に向けた生活を送ることができるよう、施設入所による支援を継続していく必要がある。</li> <li>医療機関等と連携し、経済的な困難を抱える妊婦が適切な環境で安心して出産できるよう支援していく。また、支援を必要とする母子世帯については、施設と関係機関で連携を図りながら、各世帯の状況に応じた支援を継続していく。</li> </ul>				
4	事業名	子どもの貧困対策	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があることから、将来を見据えた支援体制や連携のあり方等について組織横断的な検討を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	0	0
所要一般財源			0	0	
		概算人件費	899	899	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種子育て支援施策に活かすことを目的とし、平成28年度に県が実施した実態調査のうち、本市分のデータのみを集計・比較を行った結果、教育の支援の重要性や既存の各種支援制度等が十分活用されていない現状など、県と市の比較でほぼ同様の傾向がみられた。また、子どもの貧困対策は令和5年度よりこども家庭庁に移管された。</li> <li>令和元年に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、貧困対策計画の策定について、第2期子ども・子育て支援事業計画に位置づけた。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法に基づく大綱が示され、市も子どもの貧困対策として、様々な施策を推進する必要がある。今後は、令和6年4月の設置を目指している「こども家庭センター」や、子どもの貧困対策に係る庁内外のネットワークと連携しながら、子どもが生まれ育った環境に左右されることのないよう、各種事業の十分な活用を図り、支援が必要な家庭に必要な支援を届けるため、制度の周知に努めるとともに、子どもの貧困対策について協議できるよう検討していく。</li> </ul>				



5	事業名	子ども未来基金事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子ども未来基金を原資として、地域全体で継続的に子育てを支援するため、子ども未来基金事業助成金交付要綱に基づき、地域における子ども・子育て支援活動を行う団体に助成する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	5,063	6,063
			所要一般財源	63	63
概算人件費			375	375	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成28年度に、市民等からの寄附をもとに子ども未来基金を創設した。翌年度から、その基金を資源として、子ども未来基金事業助成金の実施内容を定め、子育て支援に資する活動に助成金を交付した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・様々な困難や課題を抱えている子どもや家庭を含め、地域全体で子育て支援の充実を図る必要がある。 ・地域における子育てを支援することで、地域と連携した次代を担う子どもたちを育む仕組みづくりを構築しながら、地域の子育て力の向上のため、助成金を活用した活動を広く周知していくとともに、助成対象事業や助成方法など、運用面においては実績を勘案しながら利活用しやすい方法について検討していく。				
6	事業名	家庭児童相談室相談業務	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	国において示している「市町村児童家庭相談援助指針」に基づき、市家庭児童相談室設置運営要綱により、家庭相談員を2名配置し、電話や面談等により児童の養育や家庭環境等の様々な相談に応じ、助言や指導を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	6,372	6,501
			所要一般財源	4,763	4,855
概算人件費			4,370	4,370	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・相談員の研修会参加による専門性の向上と関係機関との連携強化に取り組み、相談者の状況を適切に判断し、相談者のニーズに合った支援につなげられるための相談体制を図ってきた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化等、様々な要因により相談内容の複雑化、深刻化がみられる。さらには、育児の悩みの背景に、子どもの発達障がいや保護者自身の精神疾患、経済的困窮が混在するケースも多数見られ、相談員の資質向上はもとより、他機関との連携の重要性は一層増している。 ・各種相談に応じることで、児童虐待の未然防止・早期発見に繋がる業務であることから、家庭相談業務の周知と相談員の資質向上に継続して取り組んでいく。				
7	事業名	児童扶養手当	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童扶養手当法に基づき、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父、または父母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	566,615	548,683
			所要一般財源	377,744	365,789
概算人件費			27,271	27,271	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成24年度から現況届の際の住民票提出を省略するなど、市民の利便性の向上を図っている。 ・さらに平成26年度からハローワークと連携し、現況届受付期間に特設ブースを開設するなど、受給者の自立に向けた就労支援と相談を行っている。 ・また、平成29年11月より個人番号を活用した情報連携が開始されたことにより、申請に必要な所得・課税・控除証明書の省略を行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・就労面での自立を希望する受給者には、ハローワークなど関係機関との連携や自立支援給付金の受給勧奨等による対象世帯の経済的自立支援を積極的に進め、必要に応じ生活サポート相談窓口などの各種相談窓口と連携を図っていく。 ・国が進める令和7年度のシステム標準化に向け、国の標準仕様書と現在の事務運用を見直していく。				

8	事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に基づき、18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭等を対象に、保険診療の一部負担金を助成、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、健康と福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	52,718	56,148
所要一般財源			31,055	32,127	
概算人件費			11,741	11,741	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の自立支援に向け、医療機関を受診しやすい環境をつくり、早期受診による重症化の予防を図るため、平成29年10月診療分から、ひとり親家庭医療費の窓口無料化の実施とあわせ、1,000円の自己負担額を廃止した。</li> <li>また平成30年1月から、庁内での情報連携の条例等を整備し、所得・課税・控除証明書の省略を行った。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した事業運営を図るために利用者への適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要があるとともに、財源確保が重要であることから、県補助金の対象外となっている自己負担廃止について、県への要望を継続していく。</li> <li>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、検査費や治療費の自己負担化により、助成額の増加が見込まれることから、事業費の推移を見ながら、適切に対応していく。</li> </ul>				
9	事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	主に児童扶養手当を受給するひとり親家庭の母または父を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしのための経費を助成し、安定した収入を得られる仕事に就労できるように支援する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	15,646	11,662
所要一般財源			4,464	2,916	
概算人件費			450	450	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの事務移管を受け、平成25年度より事業を開始。平成28年度よりひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業と高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格を追加。令和元年度には、高等職業訓練促進給付金等事業の支給期間の上限を4年に拡充したほか、自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の追加と支給上限額を80万円へ拡充した。</li> <li>また周知を強化したことで近年の受給者数は高い水準を保っている。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>養成学校への入学には試験等に合格する必要があるが、実際に入学までに至らず相談のみで終了してしまうケースも多く、また、収入増につながる資格取得であっても修学等にかかる資金や修学中の生活資金に不安があり踏み切れない状況がある。</li> <li>ひとり親が就業し仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、他の制度も案内し、修学中の生活資金のサポートを行っている。</li> </ul>				
10	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	ひとり親家庭や寡婦で生活費や就学等の貸付を必要とする者に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けに関する説明や書類の受理を行い、福祉事務所長の意見を付して県に提出する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	0	0
所要一般財源			0	0	
概算人件費			412	412	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施主体であるこの事業は、市が相談受付を担い、女性福祉相談室相談業務と連携し、必要に応じ本事業を案内している。子どもの進学や就職等の費用が必要となった場合に、無利子で貸付を受けられる本貸付の周知及び申請助言等を継続して行っている。</li> <li>平成26年10月より、貸付対象に父子家庭が追加された。また、令和5年度より、収入が減少するなどの家計急変者への生活資金の貸付が拡充された。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の相談件数は依然として高いものの、申請に際して必要な書類が多く、手続きが複雑であるため、申請に至らないケースもある。</li> <li>申請手続きが複雑であることから、広報の際に申請時の注意点を記載することや、申請から決定までのフロー図を示すなど、貸付申請者がスムーズに申請できるよう工夫・改善に努め、支援を継続する。</li> </ul>				

	<b>事業名</b>	就学遺児激励金	<b>法定／自主</b>	自主	
	<b>担当部・課</b>	健康福祉部・こども家庭課	<b>次年度方針</b>	継続	
	<b>概要 (目的と内容)</b>	会津若松市就学遺児激励金支給条例に基づき、小・中学校に在籍する就学遺児の健やかな成長と勉学の励みとなることを目的とし、就学遺児に対し激励の手紙を添えて激励金を支給する。金額は1回につき30,000円を支給している。	<b>財務内容 単位(千円)</b>	<b>令和5年度 (予算)</b>	<b>令和6年度 (見込み)</b>
<b>事業費</b>			1,208	1,208	
<b>所要一般財源</b>			1,208	1,208	
<b>概算人件費</b>			327	327	
11	<b>これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)</b>	・平成25年度から毎年5月5日現在において小・中学校第1学年に在籍する就学遺児から小・中学校に在籍する就学遺児へ対象を変更し、小学校在籍(またはその学齢)時1回、中学校在籍(またはその学齢)時1回の支給として、小・中学校及び義務教育学校(またはその学齢)に在籍する就学遺児が等しく激励金を受給できるようにした。			
	<b>事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)</b>	・就学遺児の健全な育成に寄与するものであることから、各学校からの調査報告と各種手当等の申請情報をもとに、対象児童の把握に継続して努めていく。 ・また、父や母を亡くした遺児が健やかな成長を遂げられるように激励し、就学遺児の健全な育成に寄与するため、事業を維持していく。			

施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実

1	事業名	障がい児福祉計画の推進	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	障がいのある子どもの状況等を踏まえ、本市における障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定める計画である。児童福祉法第33条の20第1項の規定により、市町村が定めるものとされている。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	190	0
			所要一般財源	190	0
概算人件費			5,616	974	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度：障がい者計画、障がい福祉計画策定</li> <li>平成28年度：児童福祉法が改正され、平成30年度から都道府県及び市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられる。</li> <li>平成29年度：第1期障がい児福祉計画（計画期間は3年間）の策定</li> <li>令和2年度：第2期障がい児福祉計画（計画期間は3年間）の策定</li> <li>令和5年度：第3期障がい児福祉計画（計画期間は6年間）の策定予定</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会等との連携のもとで、PDCAサイクルによる第2期障がい児福祉計画の進行管理を行い、児童発達支援センター設置等の計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めるとともに、当該計画に基づく事業の具現化に取り組む。</li> <li>医療的ケア児に対しては、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討しながら、育ちを保障するための協議の場を活用し支援していく。</li> </ul>				
2	事業名	障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童福祉法に基づき、障がいのある児童又は療育等の支援が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	374,060	418,210
			所要一般財源	93,515	104,552
概算人件費			15,669	15,665	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月：障害児通所給付が制度化</li> <li>平成26年4月：障害児通所給付にかかる多子軽減措置の開始</li> <li>平成30年4月：第1期障がい児福祉計画の計画期間開始</li> <li>令和元年10月：就学前の障がい児の発達支援の無償化開始</li> <li>令和元～2年度：コロナの影響による通所支援増加分の自己負担額を助成</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県をはじめとした関係機関と連携しながら、サービス事業所の増加に向けた呼びかけを継続することで、増加傾向にある利用児童のニーズが充足するよう取り組む。また、サービス事業所連携会議等においても、支援スキルの向上に取り組む。</li> <li>医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、他自治体の取組状況等を踏まえ、業務内容や配置手法などの具体的な検討を行いながら配置していく。</li> </ul>				
3	事業名	障がい児相談支援事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用者に対し、障がいのある子どもが適切にサービスを利用できるよう、サービス等の利用計画作成、利用の調整、利用状況・生活状況のモニタリング等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	33,651	35,466
			所要一般財源	8,413	8,867
概算人件費			974	974	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児に対し、障がい児相談支援導入に向けた取組を進めてきた。</li> <li>また、平成30年度から、年間事務量の平準化を図るため、障がい児福祉サービスの更新時期をサービスを利用する児童の誕生日に合わせる取組を進めている。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児や、家族全体への支援を要する家庭等への支援など、より専門性の高い相談対応のため、相談支援専門員の資質向上が求められている。</li> <li>県の各種研修会の受講により、その相談支援専門員の資質向上が見込まれるとともに、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講により、医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う相談支援専門員の増加を図ることが重要であるため、研修受講等を働きかけ、地域の相談支援体制を強化していく必要がある。</li> </ul>				

4	事業名	障害児福祉手当・特別児童扶養手当	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるために、日常生活において特別の介護を必要とする20歳未満の児童に手当を支給する。 身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母等に手当を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	8,039	8,788
			所要一般財源	2,025	2,213
概算人件費			1,124	1,124	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成25年度の行政機構の見直しにより所管課が、児童福祉を担当するこども家庭課へ変更になった。障がい者福祉の各種制度との関連のために障がい者支援課との連携を図りながら制度周知や支援を実施している。 ・手当受給者は状態確認のために定期的に診断書を提出し再認定を行うが、令和2年度中に認定期限が到達する者については、新型コロナウイルス感染症の影響により、認定期限が一律で1年間延長された経過にある。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・各手当の支給により障がい児及びその世帯の生活支援に資する制度であり、対象者への幅広い周知や案内に努めていく必要がある。 ・本手当の受給を契機として他の障がい福祉制度の利用等につながる場合もあるため、庁内外の関係機関・部署等との連携強化を図りながら、障がい児福祉の向上に努めていく。				
5	事業名	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)に対して、補聴器の購入等の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	216	216
			所要一般財源	109	109
概算人件費			75	75	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・身体障害者福祉法における補聴器の助成対象となっていなかった軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の早期装用による言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上の推進を図ることを目的として、平成28年度から県の補助事業を活用して実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・軽度・中等度難聴児の早期の補聴器装用による言語の習得、教育等の発達に極めて有意義な事業であり、制度の周知や広報に取り組む必要がある。 ・令和元年度から新たに「修理」の助成が加えられたため、医療機関(耳鼻科)と補聴器取扱事業者等へ周知していく。				
6	事業名	自立支援医療(育成医療)	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に、医療費の自己負担を支援する。対象者は原則医療費の1割を負担する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,180	1,180
			所要一般財源	295	295
概算人件費			375	375	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成25年度に県からの権限移譲により市が事業を実施しており、障がいを持つ子どもの日常生活の安定、保護者の負担軽減を図っている。 ・国より、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証の有効期間が、一律で1年間延長された経過にある。また、災害等の緊急時においては、指定医療機関以外の受診も可能とする取扱いを行っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・医療機関への継続的な周知活動に努めながら、対象者の適正な制度利用の促進を図っていく。				